○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北日本銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

○復興庁告示第十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（白河市復興推進計画（認定番号福島第六十八号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（下郷町復興推進計画（認定番号福島第六十九号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第七十号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第七十号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　須賀川信用金庫

二　住所　福島県須賀川市宮先町三十一番地

○復興庁告示第二十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第七十号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第二十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（鏡石町復興推進計画（認定番号福島第七十号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○総務省告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、盛友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部盛友会のうち1中

「収入総額　35,527,128」を「収入総額　35,977,128」に、

「本年収入額　34,529,185」を「本年収入額　34,979,185」に改め、

同部盛友会のうち2中

「支出総額　32,485,780」を「支出総額　32,935,780」に改め、

同部盛友会のうち3中

「寄附　19,000,000」を

「寄附　個人分　1,030,000」を

「個人分　5,680,000」に改め、

「その他の経費　1,480,000」を

「その他の経費　450,000」に改める。

同部盛友会のうち5中

「藤場　武夫　96,000　札幌市　」を

「藤場　武夫　96,000　札幌市　坂田　文正　450,000　札幌市　」に改める。

○総務省告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、盛友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部盛友会のうち1中

「収入総額　12,386,438」を「収入総額　13,886,438」に、

「本年収入額　9,345,090」を「本年収入額　10,845,090」に改め、

同部盛友会のうち2中

「支出総額　12,385,028」を「支出総額　13,885,028」に改め、